

(財政金融委員会)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)(衆議院

提出)要旨

本法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、売却時拠出金を廃止し、銀行等以外の会社からの株式の買取りの価額の制限を緩和し、及び銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成二十九年三月三十一日までとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、株式等の保有制限の実施の延期

銀行等の株式等の保有額を制限する規定の施行期日を、平成十六年九月三十日から平成十八年九月三十日に改める。

二、売却時拠出金の制度の廃止

銀行等保有株式取得機構が銀行等から特別株式買取りを行う際に銀行等が納付する売却時拠出金(株式売却額の八%)の制度を廃止する。

三、銀行等以外の会社からの株式の買取価額制限の緩和

銀行等以外の会社からの株式の買取価額の限度額を、特別株式買取りの価額の二分の一から特別株式買取りの価額の同額まで緩和する。

四、銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期

銀行等保有株式取得機構の存続期限を、機構の設立日（平成十四年一月三十日）後十年以内で定款で定める日から平成二十九年三月三十一日に改める。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 その他所要の規定を整備する。